平成２１年（フ）第２５６号
岐阜県養老郡養老町飯積115番地２
債務者　大橋　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
岐阜県養老郡養老町飯積115番地２
債務者　大橋美香子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
和歌山県岩出市金屋291番地の28
債務者　松本　　敏
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４２号
和歌山県海南市下津町丸田100番地１
債務者　濵端麻有美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５０号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖877番地２
債務者　津村　翔子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５３号
和歌山市堀止西２丁目10番９号　シティーハイツ堀止304
債務者　藤永　恭子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５５号
和歌山県海南市下津町上559番地
債務者　青木　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５６号
和歌山県海南市下津町上559番地
債務者　青木　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５８号
和歌山市太田157番地　グリーンハイツ向陽603号
債務者　大﨑　順子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７６５号
和歌山県橋本市向副145番地の２　南海コーポ202号
債務者　凝重美智子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７０号
和歌山市雄松町６丁目10番地　共栄第３団地３－４
債務者　柏木　美保
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７７号
和歌山市井ノ口69番地の４
債務者　鈴木　孝広
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７９号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮990番地62
債務者　中尾　美保
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４３号
沖縄県中頭郡西原町字内間411番地の２　県営内間団地９棟502号
債務者　我謝奈々子（旧姓米満）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４９号
沖縄県豊見城市字平良188番地44　豊見城団地県改良住宅Ｇ－508号
債務者　比嘉　　満
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１２号
沖縄県那覇市字田原302番地　東拓ハイツ202
債務者　久保田節子（旧姓上江洲）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２９号
沖縄県那覇市字上間478番地３　玉城方
債務者　大湾利惠子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７８５号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地３ダイアパレス鷺沼Ⅰ　310、前住所川崎市宮前区鷺沼２丁目15番地１
債務者　山際　美奈
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係